

2. 吉田南構内の安全通行について

(1) 吉田南構内への出入構の方法

吉田南構内への出入りは通常、次の6つの門から行うこととなります。各所に構内整理員がいて指示を行いますので、それに従ってください。なお、各門からの出入構にはそれぞれ制約がありますので、出入構できる対象を確認してください。

出入構可能対象	開門時間
1. 正門…… 歩行者	1. 正門…… 終日
2. 北門…… 歩行者、自転車	2. 北門…… 終日
3. 東門…… 歩行者、自転車	3. 東門…… 7:00~19:00
4. 西門…… 歩行者、自転車	4. 西門…… 7:00~19:00
5. 東南門… 歩行者、自転車、バイク	5. 東南門… 7:00~19:00
6. 西南門… 歩行者、自転車、バイク及び自動車	6. 西南門… 7:00~21:00

上記の開門時間は授業のある平日の場合です。土、日、祝日は東門、東南門、西門は常時閉鎖となります。

(2) 駐車・駐輪場所

自転車は、構内各所の自転車置場に整然と並べてください。バイクは、西門及び東南門の近くに設けてあるバイク置場を使用することとし、構内を走行することはたいへん危険であり、かつ発生する騒音が授業等の支障になるので絶対にしないでください。やむを得ず構内でバイクを移動させる必要がある場合は、エンジンを止めて押して歩くようにして下さい（この際も歩行者、自転車に十分に注意を払うこと）。

◎生協吉田食堂付近は昼食時間帯、非常に混雑します。昼食をとりに来るときはなるべく自転車は控えてください。

(3) 通学のための自動車

吉田南構内では、学生などの自動車による登校は原則的に禁止されています。身体状況等により自動車の使用が必要と認められる場合には、全学共通科目学生窓口申し出たうえで、吉田南構内交通安全委員会の承認を得て使用することができます。

(4) 構内における常時駐車・駐輪禁止の場所

①法令により定められている駐車・駐輪禁止場所に関して：

- ✧ 消火栓、消防隊出入口の周辺（黄色画線で表示してあります）
- ✧ 緊急車両の進入口（各入構門）
- ✧ 各建物の緊急用通り抜け通路（次項参照）

②その他の駐車・駐輪禁止場所：

駐車・駐輪に当たっては原則として各指定場所（吉田南構内 交通規制・駐輪駐車図参照）を使用しますが、たとえやむを得ない場合でも次の場所に停めてはいけません。

- ✧ 図書館前の広場。図書館へ書籍納入に訪れる書店の車や、各研究室の手押し車の停車スペースです。
- ✧ 各棟の一階部分に設けられている通り抜け通路付近（東門から吉田南総合館中庭への通路や、吉田南2号館と3号館の間の通路など）。緊急車両の通り抜け口になっています。

(5) 不正駐車等一般ルールを守らない行為に対する処置

➤ 緊急用施設等、常時駐車禁止場所に停めた場合

自動車、バイク及び自転車に対しては予告なしに車輪止め（チェーン・ロック）を行うことがあります。また、これらの車両は他の場所へ移動させる処置を併せてとることもあります。この際、移動に要した（レッカー車・駐車場は業者に依頼する）費用は行為者本人の個人負担となり、料金は業者の請求に基づいて直接各人が業者に払い込む必要があります。

前記ケース以外は注意書き貼付、車止め予告の後、チェーン・ロックします。

➤ 車止め（チェーン・ロック）の解除手続き

ルール違反によって車止め処置を受けた車両の持ち主は、資産・用度掛（吉田南1号館1階）に申し出、その指示に従って吉田南構内交通安全委員会に解錠申請を行ってください。委員会の解錠許可を受け、委員会立ち会いで解錠します。許可がなければ解錠、移動を行うことができないので注意してください。